（注１）　上記の基本料率は、2015年９月30日の届出を１回目として３段階で保険数理上妥当な水準に達することを前提に算出した、２回目の改定における基本料率である。また、３段階の改定を行うことにより生じる保険料収入の不足分は、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合の議論のとりまとめ（2015年６月24日）で指摘されている「複数段階に分けて地震保険料率を引き上げる場合の留意点」を踏まえ、３段階の引上げ後に実施する改定にて回収措置を講じる。

（注２）　前記３建物の構造区分がロ構造の契約のうち、2006年９月26日届出の地震保険基準料率表の建物の構造区分においてイ構造に該当するものについては、イ構造の料率に1.3を乗じた料率（小数点第３位を切捨て、イ構造の料率の1.3倍を超えない料率）とする。ただし、この地震保険契約を付帯する保険契約が2009年12月31日以前から継続している場合に限る。」

第３地震保険契約の基準料率４基本料率および割引率⑵割引率ニ建築年割引率中「昭和56年６月１日」を「1981年６月１日」に改める。

第３地震保険契約の基準料率５長期保険保険料払込特別条件による契約の基準料率⑴長期係数の規定を次のとおり改める。

「⑴　長期係数

算出前提条件の長期保険保険料払込特別条件による契約に対する基準料率は、前記４の規定によって算出された料率に下記の長期係数を乗じたものとする。

保険期間	長期係数
２年	1.90
３年	2.80
４年	3.70
５年	4.60

」

第３地震保険契約の基準料率５長期保険保険料払込特別条件による契約の基準料率⑵未経過料率係数の規定を次のとおり改める。

「⑵　未経過料率係数

算出前提条件の長期保険保険料払込特別条件により保険料を返還または請求する場合は、下記の未経過料率係数表による。

経過月数＼経過年数	２年契約		３年契約			４年契約				５年契約				
	０年	１年	０年	１年	２年	０年	１年	２年	３年	０年	１年	２年	３年	４年
１か月ごと	91％	44％	94％	62％	30％	96％	71％	47％	23％	96％	77％	58％	38％	18％
２か月ごと	87％	40％	92％	59％	27％	94％	69％	45％	21％	95％	75％	56％	36％	17％
３か月ごと	84％	36％	89％	57％	24％	92％	67％	43％	18％	93％	74％	54％	35％	15％
４か月ごと	80％	32％	86％	54％	22％	90％	65％	41％	16％	92％	72％	53％	33％	13％
５か月ごと	76％	28％	84％	51％	19％	88％	63％	39％	14％	90％	71％	51％	31％	12％
６か月ごと	72％	24％	81％	49％	16％	86％	61％	37％	12％	88％	69％	49％	30％	10％
７か月ごと	68％	20％	78％	46％	14％	84％	59％	35％	10％	87％	67％	48％	28％	8％
８か月ごと	64％	16％	75％	43％	11％	82％	57％	33％	8％	85％	66％	46％	26％	7％
９か月ごと	60％	12％	73％	41％	8％	79％	55％	31％	6％	84％	64％	44％	25％	5％
10か月ごと	56％	8％	70％	38％	5％	77％	53％	29％	4％	82％	62％	43％	23％	3％
11か月ごと	52％	4％	67％	35％	3％	75％	51％	27％	2％	80％	61％	41％	21％	2％
12か月ごと	48％	0％	65％	32％	0％	73％	49％	25％	0％	79％	59％	40％	20％	0％

（注１）　上記に掲げる数字は、それぞれ当該長期保険保険料払込特別条件による契約の基準料率に対する割合を示す。

（注２）　経過月数につき１か月未満の端日数は、１か月として計算する。」

○金融庁農林水産省告示第三号

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第四条第一号の規定に基づき、平成四年九月三十日大蔵省農林水産省告示第九号（農業協同組合法施行令第四条第一号及び第二号の規定に基づき、主務大臣の指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十九年七月二十四日）から施行する。

平成二十九年七月二十一日

金融庁長官　森　　信親

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　農業協同組合法施行令（以下「令」という。）第四条第一号の主務大臣の指定する施設は、産業の用に供する施設で農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項の実施計画に適合するもの及び農林水産物の生産、流通又は加工の用に供するその他の施設とする。	一　農業協同組合法施行令（以下「令」という。）第四条第一号の主務大臣の指定する施設は、製造、道路貨物運送、倉庫、こん包又は卸売の事業の用に供する施設で農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項の実施計画に適合するもの及び農林水産物の生産、流通又は加工の用に供するその他の施設とする。
二　（略）	二　（略）